

京都市告示第201号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年6月17日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
久世14号線	南区久世殿城町147番地から	旧	メートル 18.90	メートル 3.90
	同町221番地の1地先まで	新	18.90	4.01 ~ 6.02
松尾嵐山経52号線	西京区嵐山内田町37番地から	旧	67.40	0.90
	同町33番地の13地先まで	新	66.90	3.00 ~ 6.55
日野経62号線	伏見区日野西川頬6番地の2地先から	旧	58.70	6.04 ~ 6.36
	同町1番地の26地先まで	新	58.70	6.21 ~ 7.40
久我41号線	伏見区久我森の宮町4番地の214地先から	旧	22.70	1.91
	同町4番地の198地先まで	新	24.10	6.40

(建設局土木管理部道路明示課)